

施 工 条 件 の 明 示

年 度：令和8年度

工 事 名：佐倉浄水場旧汚泥処理棟基礎杭撤去他工事

工事箇所：佐倉市角来2222

千葉県企業局工業用水部

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1 工期は特記仕様書第1－2条記載のとおりとし、履行報告書により実施工程表を監督職員に提出しなければならない。 2 実施工程表による工程管理に変更が生じた場合は、監督職員と協議すること。 3 佐倉浄水場内のその他の工事による競合が発生した場合、月に一度の浄水場連絡協議会に出席し工事調整を行うこと。 4 作業時間は午前8時から午後5時までを原則とする。 5 その他関係する工事がある場合は、工程について十分調整を図り相互工事に支障の無いよう努めること。
用 地 関 係	1 現場内に現場事務所・資材・重機等を置く場合は、設置位置について事前に監督職員と協議すること。
公 害 関 係	1 排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用すること。 2 施工、建設機械の使用に当たっては、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、佐倉市環境保全条例等の関係法令を順守すること。なお、施工箇所から最も近い浄水場敷地境界にて騒音・振動測定を実施することとし、測定方法については監督職員の承諾を得ること。 3 工事関係車両のアイドリングストップを徹底すること。 4 工事の過程で発生する砂塵等の拡散を防ぐこと。
安 全 対 策 関 係	1 関係法令を遵守するとともに「土木工事安全施工技術指針」を厳守すること。 2 熱中症対策を図ること。 3 第三者公衆災害の防止に努めること。 4 工事表示板・規制看板等の標識類、防護柵等の安全施設類については、施工状況に応じて設置すること。 5 施工状況に応じて掘削坑内への雨水・土砂等の流入防止対策を講じること。
工 事 用 道 路	1 重機・資材・廃材等の搬入出について、原則、鹿島川側にある浄水場出入口から搬入出すること。 2 道路を汚損させた場合は、路面清掃を行うこと。気温が氷点下となることが予想される際に路面清掃を行う場合は融雪剤等を散布し道路凍結を防止すること。 3 場内外道路を損傷した場合は必要な維持補修を実施し安全を確保するとともに、原型復旧すること。
仮 設 備 関 係	1 指定仮設・任意仮設にかかわらず、受注者の責により十分検討し、設置すること。 2 工事用電源が必要な場合は、受注者の責において調達すること。
建 設 副 産 物 関 係	1 特記仕様書による。
支 障 物 件	1 工事に先立ち現地調査を行い工事支障物件等の有無を確認するとともに、支障物件等が発見された場合には管理者と立会等を行い必要な対応策を講じること。
薬 液 注 入	なし
そ の 他	1 変更を要する事項及び設計図書などに記載なき事項等があった場合は監督職員と別途協議すること。 2 施工に当たっては、関係機関、関係者と十分協議すること。 3 その他必要な事項については、監督職員と協議すること。